



2023年版

あげお くらしのガイド

がいこくじん あげおし す ひつよう じょうほう
外国人が 上尾市で 住む ときに 必要な 情報です。

てつづ 手続きに ついて 詳しいことは たんとう 担当の 課に 聞いて ください。

TELは 直接 つながる 電話番号 です。

し やくしょ 市役所の 案内	あんない	2	ふくし 福祉	11
きんきゅうじょうほう 緊急情報	2~3	ほいく 保育	11	
そだんまどぐち 相談窓口	4	がっこうきょういく 学校教育	12	
じゅうしょ とど で 住所の届け出	4~7	ごみ	12~13	
こくみんけんこうほけん 国民健康保険	8	べんり 便利な情報	13	
こくみんねんきん 国民年金	8	にほんごきょうしつ 日本語教室	13~15	
ぜいきん 税金	8	じしん そな 地震に備えて！	16~18	
まいなんばー マイナンバー・マイナンバーカード	8~9	じちかい ちようないかい くかい かにゅう 自治会、町内会、区会に加入しましょう	19~20	
にんしん しゅっさん いくじ こ けんこう 妊娠・出産・育児・子どもの健康	9~10	にほん じゅうきょ 日本の住居	21~23	
せいじんほけん おとな けんこう 成人保健(大人の健康)・精神保健				
こころ けんこう (心の健康)	10			

市役所の案内

●本庁舎

場所：上尾市本町3-1-1

電話番号：048-775-5111（代表）

行き方：JR上尾駅東口から歩いて8分くらい

開いている日：月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

●本庁舎の一部は土曜日も開いています

開いている時間：午前8時30分から午後5時まで（昼の12時から午後1時は開いていません）

土曜日は窓口で受け付けることができないものがあります。市役所に来る前に担当の課に聞いてください。

土曜日に開いている窓口…1階：市民課・パスポートセンター・証明書発行センター・保険年金課・出納室

2階：市民税課・納税課・障害福祉課・高齢介護課

5階：子ども支援課・保育課・子ども家庭総合支援センター

緊急

●急に病気になったとき

<休みの日・夜に開いている病院を紹介します>

⇒ 消防本部指令課 Tel 048-775-1311

休みの日や、夜でも開いている病院を、消防本部指令課でいつでも紹介します。



電話で聞いてください。

<平日夜間急患診療（平日夜の病気・けが）>

場所：平日夜間・休日急患診療所 ⇒ Tel 048-774-2661（緑丘2-1-27 東保健センターの3階）

診療科目：小児科・内科

診療日：月曜日から金曜日（祝日はやっていません）

受け付け時間：午後8時から9時30分まで

<休日急患診療（休日の急な病気・けが）>

場所：平日夜間・休日急患診療所 ⇒ Tel 048-774-2661（緑丘2-1-27 東保健センターの3階）

診療科目：内科 小児科・外科

診療日：休みの日（日曜日・祝日・年末年始）にやっています。

受け付け時間：午前9時から11時30分までと午後1時から3時30分まで

<救急車を呼ぶ> ⇒ TEL 119 携帯電話からもかけることができます。

119番に電話したら次のことを言ってください。

：住所、目印になるもの(近くの建物など)

：けがをした人や、病気の人の状態

：あなたの名前と電話番号



●埼玉県救急医療情報センター ⇒ TEL #7119 (または 048-824-4199)

すぐに診てほしいとき、近くの診てくれる病院を24時間、電話で教えてください。

歯科 «歯医者»、口腔外科、精神科の病院を教えることはできません。

●火災 «火事»

<火事を連絡します> ⇒ TEL 119 (携帯電話からもかけることができます。)

小さな火事でも、すぐに119番に電話してください。“あわてず・早く・正しく”電話してください。

落ち着いて次のことを言ってください。

：火事の場所、目印(近くの建物など)

：何が燃えているか

：逃げることが遅い人やけがをした人がいるか。

そして、「火事だ!」と大きい声で近くの人に言ってください。近くの人に「手伝ってください」とお願いしてください。



<住宅用火災警報器を付ける>

⇒ 消防本部予防課 TEL 048-775-1314



住宅用火災警報器 «火事を早く知らせる機械»を全部の家につけなくてはなりません。

日本は地震が多い国です

自分と家族の安全が一番大切です。どこに逃げるか、どうやって連絡するか家族で決めてください。



こうつうるーる まも 交通レールを 守って ください

日本では、道の右側を歩きます。自動車・バイク・自転車に乗る人は左側を通ります。信号を守つて、道路を渡るときは横断歩道を歩きます。



そう だん まと ぐら 相談窓口

●ハローコーナー（外国人住民相談窓口）

月曜日で、外国人の生活の相談ができます。申し込みはいりません。

月曜日の相談と土曜日の相談があります。

ベトナム語はメールで相談ができます。

<月曜日の相談>

開いている日：第1、2、3、5月曜日（祝日は開いていません。）

場所：市役所 第三別館1階



<土曜日の相談>

開いている日：第4土曜日（市役所が休みの土曜日と祝日はやっていません。）

場所：市役所 本庁舎 501会議室

時	午前9時～12時	こ	スペイン語・英語
間	午後1時～4時	と ば	スペイン語・ポルトガル語・中国語

⇒ TEL 048-775-5111 電話したら「ハローコーナーおねがいします」と言ってください。



ベトナム語メール相談受付フォーム

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/hcnv.html>

市役所に来た人に、次の12言語は電話での通訳サービスがあります。

言語：英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、モンゴル語

住所の届け出 ⇒ 市民課 TEL 048-782-8790

外国人も引っ越しなどのときに届け出をしなくてはなりません。観光で短い間だけ日本にいる人は届け出をしません。

外国籍の人が日本に住んでいる場合、住所の届け出（転入・転出等）が必要です。この届け出

を すると、日本人と 同じように 住民票を 作ります。住所や 引っ越し、家族はだれかを 記録します。申請を すると 証明書が 作られます。また、この情報を もとに、いろいろな 上尾市の サービスを 受けることが できます。

外国人の 引っ越しに ついての とどけ出の 種類

住所や 家族構成 (家族の 人数や 人など) が 変わった ときは、とどけ出を して ください。 本人

か、一緒に 住んでいる 家族が とどけ出ることが できます。 子どもが 生まれた ときは 子どもの
お父さんか お母さんが とどけ出ます。

●市役所の 市民課で 受け付けます (入管法の とどけ出も 一緒に します)

手続きの 種類	申請・届出の期間	手続きに 必要なもの
日本に 来たとき ※日本に いる 期間が 1年より 短いときは とどけ出が いりません。	日本に 来た 日から 14日以内 ※平日だけ やっています。	<ul style="list-style-type: none"> ・パスポート ・在留カードか 特別永住者証明書 (※1) ※自分で 来てください。
子どもが 生まれたとき 	生まれた日 から 13日以内 ※休みの 日は、届け出を 預かるだけです。 平日に手続きを します。	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届 ・母子健康手帳 ・国民健康保険証 (加入している ひとだけ) ・パスポート (お父さんの パスポートと お母さんの パスポート) ・在留カード または 特別永住者証明書 (届け出をする ひとの もの)
他の 市から 上尾に 引っ越し たとき	引っ越した日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・前 住んでいた 市が 作った転出証明書 ・届け出をする 人が 本人であることを 確認できるもの ・在留カードか 特別永住者証明書 (届け出る ひとみんなの ものが ひつよう の 要です) ・通知カードか マイナンバーカード (※1) (※2)
上尾の中で 引っ越ししたとき	引っ越した日から 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・届け出る人が 本人で あることを 確認できるもの ・在留カードか 特別永住者証明書 (届け出る ひとみんなの ものが ひつよう の 要です)

		・通知カードか マイナンバーカード (※1) (※2) (※3)
--	--	-------------------------------------

●市役所の 市民課と、支所と、出張所で 受け付けます

手続きの 種類	申請・届出の期間	手続きに 必要なもの
上尾から 引っ越すとき <small>(日本国内で 引っ越すとき)</small>	引っ越しする前に 届け出をして ください。	・届け出る人が 本人で あることを 確認できるもの
日本国外へ 引っ越すとき <small>※1年以内に 帰つてくる 場合</small> は 届出が いりません。	引っ越しする前に 届け出をして ください。	・通知カードか マイナンバーカード (届け出るひと みんな) ・届け出る人が 本人で あることを 確認できるもの (※3) (※4)
家族関係が 変わったとき	世帯主や 家族関係 (続柄) が 変わった 日から 14日以内 ※戸籍の 届け出を している 場合を のぞみます。	・届け出る人が 本人で あることを 確認できるもの ・変わったことが 分かる 書類 (※3)

(※1) 他の人が 住んでいる 家に 引っ越すときは、 家族関係を 証明する 書類が 必要となることが

あります。

(※2) 国民年金に 加入している 人は 年金手帳を 持って 来てください。

(※3) 国民健康保険に 加入している 人は 国民健康保険証を 持って 来てください。

(※4) 印鑑登録を している 人は 印鑑登録証を 持って 来てください。

★ 子ども (0歳~14歳) を 育てて いる 人は 子ども支援課へ 来て ください。

★ 代理人 «代わりの 人» が 届け出を するときは 委任状 が 必要です。

★ やすく ひは 届け出できない ものが あります。

国民健康保険

⇒ 保険年金課 TEL 048-775-5136 (11番窓口)

国民健康保険は、病気やけがになつたときに、皆さんが払つたお金(保険税)で、病院に行くことができる、助け合いでです。

<加入資格 «保険に入ることができる人» >

①上尾に住民登録 «住んでいることを市役所に届け出ること»をしている

②他の保険に入っていない

③日本に3か月以上いる予定であることを証明できると

①～③にぜんぶ当てはまる人は国民健康保険に入ります。国民健康保険に入ると、病院でかかる料金の70%か80%を保険が払います。(年齢で変わります)

保険料は、それぞれの人の前の年の収入で決まります。



国民年金

⇒ 保険年金課 TEL 048-775-5137

保険に入っている人が払う保険料と国の負担金で、国が責任をもって運営します。病気やけがになつたとき、年をとつて働くことができなくなつたときにみんなで助け合います。生活に不安がないようにするための制度です。

◇ 住民登録をしている人で20歳～59歳の厚生年金に入っていない人は
国民年金に入ります。

◇ 保険料は、あなたの年・性別・収入に関係なくみんなおなじです。



税金

●市・県民税 ⇒市民税課 Tel.048-775-5131

毎年1月1日に、上尾市に住んでいて、前の年(1月から12月まで)に収入があった人が払います。日本にいる期間が短い人は(3か月くらい)は払わなくていいです。

●軽自動車税 ⇒市民税課 Tel.048-775-5130

毎年4月1日に原動機付自転車・バイク・軽自動車などを持っている人が払います。

●固定資産税 ⇒資産税課 Tel.048-775-5134

毎年1月1日に土地や家などを持っている人が払います。



マイナンバー、マイナンバーカード

⇒ 市民課 TEL 048-782-8790

住民票がある人がそれを持つ、12けたの番号で、一生使います。税金・保険・年金などの管理に使います。個人番号通知書に付いている個人番号カード交付申請書を使って、マイナンバーカードを申請する

ことができます。マイナンバーカードは身分証明書として使えます。コンビニで住民票の写しを取ることができて、便利です。

妊娠・出産・育児・子どもの健康

●子育て世代包括支援センター(あげお版ネウボラ)



妊娠中の生活のことや、赤ちゃんのこと、子育てについての相談をすることができます。

東保健センター内 緑丘2-1-27 TEL 048-774-1414

子ども家庭総合支援センター 市役所5階 TEL 048-775-5294

子育て支援センター内 春日2-20-3 TEL 048-778-2008

●母子健康手帳・妊婦健康診査・新生児聴覚検査・産婦健康診査の費用一部助成(検査のお金が少し安くなります) ⇒ 健康増進課(東保健センターの中にあります) TEL 048-774-1414



妊娠したときは、妊娠届出書を出して「母子健康手帳(母子手帳)」をもらってください。

外国語の母子手帳も用意してあります。東保健センター、市役所5階の子ども家庭総合支援セン

ターでもらうことができます。母子手帳をもらうときは次のものが必要です。①「マイナンバーカード」か

「マイナンバー通知カード(名前や住所が正しい場合)」②在留カードなど届け出る人が本人であることを

確認できるもの。この手帳はお母さんと赤ちゃんの健康について記録して、ずっと使うことができます。

上尾市のサービスを受けるときに必要です。

母子健康手帳をもらうときに14回分の妊婦健診(妊婦健診)・新生児聴覚検査(赤ちゃんの耳の検査)・

産婦健康診査の助成券(検査のお金が少し安くなる券)がもらえます。

※発達支援相談センター ⇒ 壱丁目東22-1 TEL 048-725-3373



- 子どもを育てるについての相談や、成長に心配がある赤ちゃんと小さな子どもをみています。乳幼児育児相談は、保健師・保育士に相談してください。相談したいときは電話して予約してください。

●子育て支援センター ⇒ 春日2-20-3 TEL 048-778-2008

上尾西保育所と同じ建物にあります。子どもを育てるについての相談や講演会「くわしいひと話を聞くことができます»、「子どもが遊ぶ場所、他の親と話をしたり、仲良くなることができるイベントをしています。他にも上尾市の12の場所にあります。

● 乳幼児 «赤ちゃんと 小さい 子ども» の 保健事業・予防接種 ⇒ 健康増進課

(東保健センターの 中に あります) TEL 048-774-1414



〈乳幼児の健康診査・相談〉

乳幼児健康診査には、4か月の赤ちゃんの健康診査・1歳6か月の赤ちゃんの健康診査・3歳の子どもの健康診査があります。健診の対象の人は、健診の場所と時間を書いたはがきを送ります。10か月の赤ちゃんの『にこにこ健康相談』では、身長、体重を測ります。子育てについての相談、子どもの食べ物と歯について相談することができます。いつあるかは『広報あげお』や『上尾市健康カレンダー』、市ホームページに書いてありますから、見てください。健診を受けるときは母子健康手帳、お知らせのはがき、バスタオルを持って来てください。

〈子どもの予防接種 «注射» >

いつ、何回注射をするかは、ワクチンによって違います。『予防接種と子どもの健康』、『上尾市健康カレンダー』をよく読んでください。上尾で予防接種をやっている病院か、県内の協力している病院に予約をしてください。

ワクチンの種類：ロタウイルス・ヒブ・B型肝炎・小児用肺炎球菌・BCG・四種混合・二種混合
麻疹・風疹・水痘・日本脳炎・子宮頸がん予防ワクチン（女の子だけ）



持っていく物 母子健康手帳、予防接種予診票

予防接種予診票は、出生届を出したときに「予防接種と子どもの健康」という小さい本と一緒に渡します。持っていない人は市役所本庁舎（1階 市民課・5階 子ども家庭総合支援センター）、支所・出張所、東保健センター、西保健センターでもらってください。

成人保健 «大人の健康»・精神保健«心の健康»

● 成人検(健)診・予防接種・保健事業 ⇒ 健康増進課 (西保健センターの中にあります)

TEL 048-774-1411



日にちと場所などは『広報あげお』や、『上尾市健康カレンダー』を見てください。お金がかかる健診があります。年齢などによってお金がからない健診もあります。

● 予防接種（注射）

⇒ 健康増進課 (東保健センターのなかにあります) TEL 048-774-1414

ふくし 福祉

●児童手当 ⇒ 子ども支援課 TEL 048-775-5120

上尾市に 住民登録を していて、日本で 子どもを 育てている 人が 申請をして 手当を 受け取ることができます。

●こども医療 ⇒ 子ども支援課 TEL 048-775-5120

子どもが 病院へ いったときの 医療費(病気や けがを 治す お金)が 少し 安く なります。 登録が 必要です。

保育

●保育所 ⇒ 保育課 TEL 048-775-5121

上尾市には 67の 認可保育施設(市立保育所14・私立保育園26、認定こども園5、小規模保育施設21、事業所内保育施設1)があります。 仕事や 病気で 子どもの 世話を することができない 保護者の 代わりに、子どもの 保育を します。 保育の 時間は、施設によって ちがいます。 上尾市立の 保育所の場合、ふつうは 平日は 午前7時から 夜7時まで です(延長保育を含める)。 土曜日は 午前7時から 午後6時まで です。



●幼稚園 ⇒ 保育課 TEL 048-775-5044

上尾市には 21か所の 私立幼稚園(幼稚園16、認定こども園5)が あります。

入園について 詳しくは、各幼稚園に 聞いて ください。

●認可外保育施設 ⇒ 保育課 TEL 048-775-5044

上尾市には 認可外保育施設も あります。 利用について 詳しくは、保育課に 聞いて ください。

●学童保育所 ⇒ 青少年課 TEL 048-776-2488

昼、保護者が 仕事などで 家に いない 小学生は 学童保育所で 安全に 楽しく 放課後を 過ごすことが できます。 上尾に 40 あります。

時間は、月～金曜日は 学校が 終わってから 午後7時まで、土曜日は 午前8時から 午後7時まで です。

春休み、夏休み、冬休みなど、学校が 休みの 間は 午前8時から 午後7時まで です。(月～土曜日)

学童保育所に 入りたい 人は、NPO法人あげお学童クラブの会に、電話して ください。

NPO法人あげお学童クラブの会 TEL 048-771-6945

学校教育

●小学校・中学校に 入りたい ひと ⇒ 教育委員会学務課 TEL 048-775-9604

外国人として 登録している 子どもが 入学するために、保護者が 届け出をしてください。

日本語が わからない 子どもには 日本語を 教えます。



〈就学援助制度〉 ⇒ 教育委員会学務課 TEL 048-775-9604

経済的な 理由で 学校に 通うことが 難しい 子どもや 親に、 子どもの 給食や 学用品 « 勉強の道具 » にかかる お金を 援助 しています。

ごみ

●上尾市が 集めるごみ ⇒ 西貝塚環境センター (西貝塚35-1) TEL 048-781-9141

家庭から 出る ごみは、 燃えるごみ (プラスチックを 含む)、 燃えないごみ (金属・陶器・充電ができる 小さい 家電)、 資源物(リサイクルが できる もの。ペットボトル・飲み物の 缶・スプレー缶・ガラス・紙・布)に 分けて 集めています。 ごみは、 集める 日の 朝8時までに、 正しく 分けて、 集積所 « ごみを 出す ところ » に 出して ください。 ごみを 集める 日は 地域によつて ちがいます。 ごみの 分け方や 集める日など、詳しいことは 『ごみ収集カレンダー』を 見てください。



ごみの出し方マニュアル

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/multilingual.html>



●上尾市ごみ分別アプリ

ごみを 分ける 方法を 簡単に 調べたり、 ごみを 集める 日を 知らせたり することができます。 ごみ分別アプリを ぜひ 使って ください。 外国語も あります。

ごみ分別アプリ「さんあ～る®」



● 地域リサイクル ⇒ 環境政策課 TEL 048-775-6925

ごみを リサイクルする ために、 自治会や PTAなどが 地域で 活動 しています。 詳しいことは 環境政策課に 聞いて ください。

●小型充電式電池 (小さくて くり返して 使える 電池) は 電器店や ホームセンターなどで 集めて います。 小型充電式電池を 取り外すことが 難しい 電化製品は 無理に 取り外すと 火が出る 危険が

あります。 と はす そのまま こがたかでんかいしゅう 小型家電回収ボックス（小型家電を あつ 集める はこ 箱）に い 入れて ください。 小型家電回収ボックスは 上尾市の あげおし こうきょうしせつ 公共施設に あります。

あげおし やくしょ しょしょ しゅつちようじょ にしかいづかんきょう 上尾市役所、支所、出張所、西貝塚環境センターに あります。

こがたじゅうでんしきでんち 小型充電式電池には 二カド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池などの 種類があります。 下に書いてある 製品に 入って います。

デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブルDVDプレーヤー・ノートパソコン・携帯電話・携帯ゲーム機・掃除機・電動アシスト自転車・加熱式たばこ・電子たばこ・電動シェーバー・電動歯ブラシ・モバイルバッテリーなど

便利な 情報

あげおし ほー む ペー じ なげんごじょうほう 上尾市の ホームページ 多言語情報

<http://www.city.ageo.lg.jp/page/multilingual.html>



あげおし さいたまけん ほー む ペー じ たげんごじょうほう 埼玉県の ホームページ 多言語情報

<http://www.pref.saitama.lg.jp/kurashi/gaikokujin/guide/index.html>



あげおし こくさいこうりゅうきょうかい 上尾市国際交流協会の ホームページ

<http://aga-world.com/top2018.html>



あげおし ほうむじょうがいこくじんせいかつしょん 法務省外国人生活支援ポータルサイト

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



あげおし JP-MIRAIポータル

JP-MIRAIポータルは くに 国や かいしゃ 会社が きょうりょく 協力して つく 作っている さい と サイトです。 あんしん 安心・あんぜん 安全に にほん 日本で はたら 働いたり 暮らしたり する ための じょうほう 情報が あります。

<https://portal.jp-mirai.org/ja>



日本語教室

● 日本語教室について 詳しいことは 上尾市国際交流協会(市役所第三別館)に 聞いて ください。 国際交流協会の 事務所は 毎週 月曜日と 木曜日と 金曜日の 午前10時から 午後4時まで 開いています。

TEL 048-780-2468 / Fax. 048-775-0007 / office@aga-world.com

※国際交流協会の 事務所が 休みの 時は 市役所4階 市民協働推進課へ 来て ください。

⇒市民協働推進課 Tel.048-775-4597

はらいちこうみんかん にほんごきょうしつ
原市公民館 (TEL 048-721-4948) でも 日本語教室を やっています。

まいしゅうどようび 午後1時30分～3時30分

平日 午前9時～午後5時に 連絡して ください。



にほんごきょうしつ 日本語教室



AGA 火曜 / 水曜教室

(ボランティアによるマンツーマン形式)

火曜教室

とき：毎週火曜日 午前10時から11時30分まで
あげおしこみゅにていせんたー あげおしかわざ
ところ：上尾市コミュニティセンター（上尾市柏座4-2-3）

水曜教室

とき：毎週水曜日 午後7時から8時30分まで
あげおこうみんかん ぶんかせんたー なか あげおしふたつみや
ところ：上尾公民館（文化センターの中です。上尾市二ツ宮750）

AGAの日本語教室に参加するには、年会費2,000円を払ってください。
もうこじむきよく しやくしょだいさんべっかんかい
申し込み：AGA事務局（市役所第三別館1階）

月、木、金曜の10時から12時、13時から16時まで

Tel. 048-780-2468 / Fax 048-775-0007

メール office@aga-world.com

原市日本語教室 (ボランティアによるマンツーマン形式)

とき：毎週土曜日 午後1時30分から3時30分まで

ところ：原市公民館（上尾市原市3499）

申し込み：原市公民館

Tel. 048-721-4948 / Fax 048-721-4946



お問い合わせ

市民協働推進課に日本語か英語で連絡してください。

Tel. 048-775-4597 / Fax 048-775-0007)

他の日本語教室

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/tabunkakyousei/nihongo.html>





じしん 地震のために 準備すること

あなたの 家は 大丈夫ですか？ しっかり 調べておいて
ください。大きな 地震が 来たら 水道・電気・ガスは
使えません。 防災グッズを 準備して ください。 また、
連絡場所や 方法を 家族と 相談しておくと 安心です。



★地震が 起きたら これを してください。

- ①自分と 家族の 安全が 一番 大切です。 テーブルなどの 下に 隠れて、
靴を 履いて ください。
- ②ストーブや 台所の 火を すぐに 消して ください。
- ③ドアを 開けて 逃げる 道を 作って ください。
- ④火が 出たら、早く 火を 消して ください。
- ⑤あわてて 外へ 出ないで ください。 安全を 確認して ください。
- ⑥ブロック塀や 柱から 離れて 通ってください。
- ⑦海では 津波(高い波)が 来ます。 すぐに 高い ところに 逃げて ください。
さい。 がけは、崩れる 危険が あります。 すぐに 離れて ください。
- ⑧逃げる ときは 歩いて ください。 たくさんの 荷物を 持たないで く
ださい。
- ⑨近所の人と いっしょに お年寄りや 子どもを 助けましょう。
- ⑩市役所職員や 消防隊員・警察官が 言うことを 聞いて、 落ち着いて
ください。

★防災グッズ

食べ物 (缶詰や乾パンなど)・缶切り・ろうそく・軍手・水・着替え・お金・
通帳・パスポート・保険証・はんこ・電池・懐中電灯・マッチ・小型ナイフ・
救急セット (薬・バンドエイド・はさみなど)・ラジオ・ティッシュ・
ボールペン・ヘルメットや防災ずきん・赤ちゃん用ミルク・おむつ





★緊急の ときに 役立つ 日本語

地震です！ Jishin desu!

火事です！ Kaji desu!

助けて！ Tasukete!

開けて！ Akete!

けがを しました。 Kega wo shimashita.

やけどを しました。 Yakedo wo shimashita.

救急車を 呼んでください。 Kyukyusha wo yonde kudasai.

病院に 連れて 行ってください。 Byoin ni turete itte kudasai.

市役所は どこですか？ Shiyakusho wa doko desuka?

避難所は どこですか？ Hinanjo wa doko desuka?

食料・水は どこで もらえますか？

Shokuryou/mizu wa doko de morae masuka?

ここは どこですか？ Koko wa doko desuka?

ここは 安全・危険ですか？ Koko wa aannzen /kiken desuka?

どこへ 行けば いいですか？ Doko e ikebaiidesuka?

行き方を 教えてください。 Ikkikata wo oshiete kudasai.

一緒に 行って いいですか？ Isshoni itte ii desuka?

電話 Denwa

電気 Denki

ガス Gasu

水道 Suidou

★地震など 大きな 災害が 起きると、電話が とても 掛かりにくくなり
ます。

NTTの 災害用伝言サービスは 簡単に 録音や 再生が できます。

録音→171+1+電話番号+メッセージ録音

再生→171+2+電話番号+メッセージ再生

171+1 +自分の家の電話番号など
(メッセージを録音)



171+2 +自分の家の電話番号など
(メッセージを再生)





★上尾市内の避難場所を紹介します。家族で確認してください。

<避難所(逃げるところ)>食べ物などがあります。

市内のすべての小・中・高校と以下の施設です。

上尾特別支援学級 東町3-2009-3 Tel: 048-774-9331

上尾運動公園 愛宕3-28-30 Tel: 048-771-4245

上尾かしの木特別支援学級 平塚1281-1 Tel: 048-776-4601

聖学院大学 戸崎1-1 Tel: 048-781-0031

市民体育館 向山4-3-10 Tel: 048-781-8111

<広域避難場所(広い避難所)>大きな火事が起きた時は、安全のために

広い場所に逃げます。上平公園には食べ物が準備してあります。

上尾丸山公園・浅間台大公園・鴨川中央公園・平塚公園・上平公園

★電気の節約の仕方

2011年の地震では発電所(電気をつくるところ)が被害にあり、電気が足りなくなっています。電気を節約してください。

- 使わない電気製品のコンセントを抜いてください。

- 使わない部屋の電気を消してください。

- 冷蔵庫の温度を少し高くしましょう。

- たくさんのものを入れすぎないでください。

- エアコンの冷房の温度は、少し高くしましょう。



★詳しい避難場所の地図などは市役所4階の危機管理防災課にあります。分からぬことがあつたら、聞いてください。

「ハローコーナー」は外国人市民のための相談窓口です。月曜日と土曜日の相談があります。

<月曜日の相談>

とき: 第1、2、3、5月曜日(祝日を除く)

ところ: 上尾市役所第3別館1階

<土曜日の相談>

とき: 第4土曜日(祝日と市役所が休みの日を除く)

ところ: 上尾市役所 本庁舎501会議室

時間	言葉
午前9時~正午	英語、スペイン語
午後1時~4時	スペイン語、中国語 ポルトガル語

電話番号: 048-775-5111(代表) ※交換に「ハローコーナーお願いします」と言ってください。

「ハローコーナーニュース」は、市内のイベントや生活情報を知らせする外国人の方のための情報紙です。

上尾市のホームページでも見られますが、ご希望の方には郵送します(上尾市に住んでいる人だけ)

詳しくは、上尾市役所市民協働推進課まで

→電話: 048-775-4597、ファックス: 048-775-0007 E-mail: s53000@city.ageo.lg.jp

はいいましょう！

じちかい ちょうないかい くかい 自治会・町内会・区会

自治会・町内会・区会は、皆さんが住んでいる地域で活動する団体です。会では、もっと住みやすい地域にするために皆さんのがいろいろな活動をしています。ぜひ、自治会・町内会・区会に入って、もっといい地域をつくりましょう。



ほうさい 防災



防災訓練をします。地震や大雨のときのために食べ物などを準備しています。

ぼうはん 防犯



地域の安全のために、街路灯(道の電気)を管理しています。防犯パトロールをしています。

ちいき 地域のお知らせ



回覧板などで皆さんの地域の情報を教えます。

かんきょう ひ かかつう 環境美化活動

地域をそうじしたり、リサイクル活動をしたりしています。



かいさい イベントの開催



地域の人と仲よくなるために夏祭りや運動会などイベントを開きます。

ちいき ささえ 地域の支え合い



地域で社会福祉活動や募金活動に協力します。子どもやお年寄りを助ける活動をします。

主な地域活動の例

【安心安全なまちづくり】

夜 犯罪が 起きないように 街路灯
(道の電気)の 管理を します。小学生
が 学校へ 行く ときや 帰る とき
に 防犯パトロールを して います。



【環境美化運動の推進】

地域を きれいに する ために
地域の そうじや リサイクル活動
を して います。



▼連絡先

市民協働推進課 TEL 775-4597 FAX 775-0007
原市支所 TEL 721-1604 FAX 720-1113
上平支所 TEL 771-2315 FAX 770-1102
原市団地自治会 TEL 722-2481 FAX 796-0287
西上尾第一団地自治会 TEL 726-2067 FAX 726-2067

【地域の支え合い】

地域での 社会福祉活動や 募金
活動に 協力しています。 子どもか
ら お年寄りまで 地域の人と 助け
合って います。



【スポーツレクリエーション活動】

地域の人と 仲よくなる ために 夏祭
りや 運動会、 伝統行事などを 開いて
います。



平方支所 TEL 725-2004 FAX 780-1112
大石支所 TEL 725-1079 FAX 780-1114
大谷支所 TEL 781-0121 FAX 780-1113
尾山台団地自治会 TEL 721-3752 FAX 721-3752
西上尾第二団地自治会 TEL 726-0131 FAX 726-1404

【地区連絡欄】



みんなんちんたいじゅうたく

1 民間賃貸住宅

民間（会社が管理している）の賃貸住宅（貸し家、アパート）を探すときは、住みたい地域の不動産屋に頼みます。賃貸契約には、特別な手続が必要です。引っ越し後の生活が問題なくできるように、日本の生活習慣をよく知っておくことが大切です。

(1) 賃貸住宅の概要

家賃と管理費	<p>① 家賃は、毎月先に支払います。</p> <p>② 掫除のお金、廊下の電気などみんなで使うものの費用（管理費・共益費）も支払います。</p>
部屋の大きさと間取り	<p>① 住宅の広さは、リビングのほか、トイレ、お風呂、台所などを入れた全部の床の面積を「専有30m²」と書きます。</p> <p>② 部屋の広さは、畳の数で表し、一畳は約1.6m²です。部屋は、和室、洋室のどちらかで表示します。</p>
設備	<p>① 電気、水道、ガスなどの設備はあります。使いはじめるとときに住む人が手続きをします。</p> <p>② 照明器具（電気・明かり）、ガステーブル、家具などはついていません。</p>
交通	普通は、「最寄り駅から○分」と書きます。 (例：上尾駅から徒歩15分)

(2) 賃貸契約をする前に

賃貸契約書で貸し主（家を貸す人）と借り主（家を借りる人）の権利と義務をはっきり決めます。契約書に名前を書いたら、契約書の中に書かれている条件を守らなければなりません。内容をよく読んでわかつてから署名する（名前を書く）ことが大切です。契約するときには、在留カード、所得証明書、保証人又は誓約書、印鑑登録証明書などが必要です。

(3) 契約するときに必要なお金

家賃	家賃は次の月の分を前の月に支払います。入居する時は、その月の家賃と次の月の分の2か月分を支払うことになります。銀行振込での支払いが普通です。
敷金	契約するときに借りる人が家賃の担保（保証、deposit）として、家賃の1～3か月分を大家さん（部屋を貸す人）に預けます。これは、借りる人が家から引っ越しするときに支払っていない家賃があった時や家の修理のために使います。残ったお金

	が あれば、返して もらえます。
礼金 れいきん	契約した ときに 大家さんに お礼として 支払うお金です。家賃の 1~2か月分を 払うように 言われる 場合が あります。礼金は返して もらえません。
仲介料 ちゅうかいりょう	不動産屋に 支払う 手数料です。家賃の 1か月分を 貸す人と 借りる 人で 半分ずつ 払うのが 普通ですが、 支払う 各々の 人が 了承すれば、 払う 割合 (%) を 変える ことが できます。
契約更新料 けいやくこうしんりょう	賃貸契約の 期間は、通常2年です。契約を 更新 する ときには、 大家さんから 家賃 1か 月分の 更新料を 払うよう 言われる 場合が あります。

(4) 注意すること

保証人 ほしょうにん	入居申し込みの 時に 保証人が 必要に なることが 多いです。 保証人が いないときは、保証会社を 利用できる 場合が あるので、 不動産屋に 相談してください。
家賃の支払い やちん しじら	契約書で 決められた 白までに、 次の月の 家賃を 支払わなければ なりません。
借主以外の居住 かりぬしのがい きょじゅう	大家さんに 言わないで、家族以外の 人と 住んでは いけません。
転貸（またがし）の 禁止 てんたい きんし	家の 一部 または 全部を 他の人に 貸しては いけません。
改装や模様替え かいぞう もようが	改造（ガス・電気工事・備品の取り付けなど）や 部屋の 模様替えをするときは、先に 大家さんに 相談して ください。
契約の解除（やめる） けいやく かいじょ	途中で 契約を 解除したいときは、契約書で 決められた とおりに、 先に 大家さんに 知らせます。 大家さんに 知らせないで 引っ越したり、 直前に 知らせると、 敷金を 返して もらえないことが あります。
契約が終わるとき の条件 けいやく おひがいじゆう	契約が 終わるときに 敷金を 返して もらえなかったり、 高い 金額の ハウスクリーニング代（部屋の掃除のお金）を 払うように 言われることが あります。 解約する ときに 支払う お金を 決めて から 契約してください。
ペット	多くの 大家さんが ペットを 禁止して います。ペットを 飼いたい 場合は、不動産業者に 契約の 前に 確認してください。

みんかんちんたいじゅうたく かん
 そうだんまどぐち
 <民間賃貸住宅に関するそのほかの相談窓口>

名前	電話番号	受付時間
(社) 埼玉県宅地建物取引業協会	048-811-1818	月・水・金 10:00~12:00 13:00~15:00
(社) 全日本不動産協会埼玉県本部	048-866-5225	月~金 9:00~12:00 13:00~17:00

こうえいちんたいじゅうたく
2 公営賃貸住宅
 さいたまけん しゅうにゅう すく ひと けんえいじゅうたく か にゅうきょ
 埼玉県は、 収入が 少ない人の ために 県営住宅を 貸して います。入居したい
 ひと おお にゅうきょ ちゅうせん き ほしゅう がつ がつ がつ がつ
 人が 多いので、 入居は 抽選で 決めます。 募集は、 1月、4月、7月、10月に
 おこな
 行います。

けんえいじゅうたく にゅうきょもうしこ じょうけん
 <県営住宅の入居申込みの条件>

- 住民登録を していて、在留資格を 持っていること
- 住宅に 困っていること
- 一緒に 住む 親族(配偶者 又は 親や 子ども)が いること
 (単身用住宅を 離く)
- 埼玉県内に 住所又は 働いている 場所があること
- 世帯全員の 収入の 合計が 決まっている 金額より 少ないこと
- 県民税・市民税を 全部 払っていること
- 公共賃貸住宅(地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が 整備する 賃貸住宅)の家賃 又は 損害賠償金の 滞納がないこと
- 入居申込者 又は 一緒に 住む 親族が 暴力団員でないこと

詳しいことは、埼玉県住宅供給公社(電話048-829-2875)に お問い合わせください。

けんえいじゅうたく そうだん う つ
 <県営住宅については、こちらでも相談を受け付けています>

名前	電話番号	受付時間
埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ (JR大宮駅構内)	048-658-3017	ねんまつねんし のぞくまいにち 年末年始を除く毎日 10:00~19:00